

規約・規則を無視し、臨時大会を破壊しようとした制裁対象者たち

真実を述べるには臨時大会を開催する経緯について触れなくてはなりません。

3月9日、第34回定期大会の代議員109名（後に精査し102名となる）から臨時大会の開催要求が提出され、代議員定数の3分の1以上の代議員の要求によって、中央執行委員長には臨時大会を招集する義務（規約第28条第3項）が発生しました。

3月15日、第10回臨時中央執行委員会で臨時大会の開催を決定し、3月22日第11回中央執行委員会において、具体的日程を決定しました。そして3月23日、中央本部指令第18号「第35回臨時大会の招集について」を発出しました。

この臨時大会の開催要求は言うまでもなく、18春闘に端を発した大量脱退に対し、中央本部の「格差ベア根絶を目指した指名スト」の方針が間違っていたと多くの代議員に突き付けられたものでした。

しかし、規約・規則に基づき臨時大会を招集する義務を負うY前中央執行委員長（以下、Y君）は、4月2日に開催された集会の中で、「臨時大会を開いて誰かが責任を取って、それで会社とどっぷり手をつなぐ連中が何やら東労組を新たな体制でやればなんとかなるんじゃないかというような考え幻想を抱いている方が多くいるんだけどそんなことは絶対にありえないです」「臨大をやることによって3地本を排除するんですよ」「この臨時大会というのは会社と結託してつくられているということなんですよ」「臨大はやっちゃ駄目です」と講演しています。

そもそも、問われたことは18春闘における闘争方針が正しかったのかどうかであり、当然にもその方針を先頭で作り出していたY君の責任も臨時大会の開催要請書には求められていました。しかし、その組合員を代表する代議員からの要請を、3地本を排除するための攻撃とすり替え、本部と会社が結託をして臨時大会がつくられていると嘘をつき、規約・規則を無視し臨時大会を破壊しようとしていたことがわかりました。

4月6日の第12回中央執行委員会で、突如K前中央執行委員（以下、K君）が規約第39条に基づき臨時大会の無効を宣言しました。規約第39条には代議員の任期は1年とし、当選確認の日から次年度代議員の当選確認の日までとすると書かれており、K君は「もう定期大会の代議員が決まってしまって、今二重の代議員が存在しておりますので、そもそも34回大会の代議員の任期は既に切れておりますので、臨時大会の構成員がおりません。従って臨時大会は無効です。」と主張しました。その提起を受けて中央執行委員会は規約を検討することとなりました。

□臨時大会の開催要求から開催までの流れ

- 3月 9日 3分の1以上の代議員から臨時大会の開催要求（臨時大会を開催する義務が発生）
* 3月中の開催が要求されていたが中執での議論がまとまらない
- 3月23日 第35回臨時大会の指令発出
- ” 第35回臨時大会開催に伴う代議員補充選挙を中執確認し実施する
- 3月28日 第35回臨時大会開催に伴う代議員補充選挙の無投票当選の決定

4月 3日 第36回定期大会の代議員の選出 *第34回定期大会代議員の任期終了と主張
4月 5日 第35回臨時大会補充選挙当選後の欠員に対する補充選挙結果の中執確認
4月 6日 第12回中央執行委員会 *K君による臨時大会の無効宣言
4月10日 第13回中央執行委員会
4月12日 第35回臨時大会

4月10日第13回臨時中央執行委員会において、山口書記長（当時）から臨時大会開催にあたってのJR総連からの組織指導として以下の提起がされました。

JR総連弁護団長の〇〇弁護士の見解として、臨時大会は旧の代議員、つまり第34回の大会代議員が申請している。臨時大会の指令を発出した時には新しい代議員が選出されていない。したがって、規約39条と合わせて、解釈は2つあるが、どちらが正解か決めるのは裁判所である。ここで法律論争をやっても全く意味がない。とにかく必要なのは、1日も早く臨時大会をやって考え方を1つにまとめること。緊急に判断する場合は旧代議員でやったほうがいい。あわせて、JR総連としても日にちが決まっているので1日も延ばすことは出来ないと考えている。別途〇〇弁護士とも相談をし、まったく同じ意見だった。旧代議員のほうが合理性があるという意見をもらった。したがってJR総連としては臨時大会を求めるといのが組織指導の中身です。

さらには、JR東労組の規約・規則を労働委員会の公益委員の方に見てもらった判断も以下の通りに紹介されました。

臨時大会の開催に至るまでの条件はすべてクリアされているなかで、任期の最中に開催が決定していることから、臨時大会の開催は有効である。任期の最中に臨時大会の開催を決定しても、次年度代議員の当選を確認すれば効力は失効する等の規約があれば無効となるが、そのような規約がないので有効である。また、代議員変更の手続きも行われ、補充選挙、ならびに承認を行っているため、不備な点は見受けられない。

中央本部は規約・規則を遵守し、弁護士や労働委員会の公益委員にも相談し、臨時大会を開催するという判断を丁寧に中央執行委員会で説明しました。

しかし、後に退出する12名の中執は「**代議員の任期は切れている**」「**理解できない**」「**反対**」などと述べられましたが、議論の末、村田中央執行委員長代理（当時）から「**明後日に控えた臨時大会を開催することを改めて確認します**」という確認の中でK君は「**確認はいいですよ**」と述べ臨時大会の開催は確認されました。その上で、K君は「**私はその規約違反の臨大やるんだったら参加できません**」と述べ、他数名も参加できないと続けました。

組織として責任をもって臨時大会を開催することを改めて確認したにも関わらず、自分の思いで参加できないのは組織人として問題だとした上で議事を進めようとしたところ、「**参加できない**」と12名の中執が席を立ちました。その際、「**執行権を放棄するのか**」「**座ってください**」「**制裁になるぞ**」「**制裁になりますよ**」などと声かけられましたが、12名の中執は中央執行委員としての義務を放棄し、臨時大会を開催させないために退出したと言わざるを得ません。よって、退出した12名の中央執行委員に対し、やむなく制裁審査委員会の設置を確認するに至りました。こうして31名の中央執行委員の内、14名が制裁対象となり、17名が残りしました。

臨時大会の開催の確認にあたっては退出した12名の中執を含め、すでに中央執行委員会によって確認されています。途中退席によって定足数を欠いたとしても、中央執行委員会は成立していると同時に、退席は本部役員としての義務違反であり、臨時大会の開催を妨害する行為です。

残された中執は、臨時大会の開催を求める代議員からの要請に応えるために、大会の開催決議は有効であることを確認してきました。

*「富士火災海上保険事件」の判例（右図）を参照

このことについては臨時大会の開会冒頭に提起し代議員の承認を受けると共に、以下の総括答弁で重ねて考え方を述べ、代議員の承認を経て大会の成立を確認してきました。

臨時大会の開催は臨時中執で確認されました。 中央執行委員会の途中退席は本部役員の義務違反！

No. 31で伝えたとおり中央執行委員の12名は途中退席しましたが、臨時第13回中央執行委員会にて、第35回臨時大会を開催することが決定されました。

以下の判例が示すとおり、途中退席しても中央執行委員会は成立しているとともに、退席は本部役員としての義務違反です。ましてや組織として成功させなければならない臨時大会に出席しないという発言は、大会を破壊する行為に他なりません。

判旨(抜粋)
既に正当に成立した支部大会における多数決原理をあって実力で否認する手段となされたもので、退場執行委員らの行動は、元来執行委員が大会の構成員とされたこと自体これらの者に出席する権限と共に義務を迫られた主旨と解されるのに、これをあえて否定する行動で違法であること。

【富士火災海上保険事件 判例】
大会成立要件として執行委員の三分の二以上の出席が規定されている場合に、いったん成立した大会の途中で十六名の執行委員のうち十二名が退場し定足数を欠いたとしても、執行委員の出席義務に違反する行為であるから、大会決議は有効である。

【4月9日 緑の風FAX版No.32】

結論から言うと、規約26条にはこのように書かれています。「全ての機関会議はそれぞれの構成員の3分の2以上の出席によって成立し」とあります。私は、この構成員という意味をきちんと措いたほうがいいと思います。中央執行委員会において、執行権を行使できる者が構成員だという考え方です。なぜならば、規約の第42条、役員を選出及び欠員の補充というのがあります。中央本部役員は、大会で組合員のなかから、代議員の直接無記名投票により選出をする。2項目目に、中央本部役員に欠員が生じたときは、最近の中央委員会で組合員の中から補充することができる。ただし、中央執行委員長、中央執行副委員長、および書記長の欠員補充については、中央委員会で中央執行委員の中から代行者を指定することができる」とあります。

この大会が定数31ということにこだわれば、これから先は一切中央委員会も大会も開けなくなります。そうなっていくときに、欠員の補充が出来なくなります。つまり、この先の組合員の未来に、何の展望が描けないということなんです。それでいいのかということです。

だから、構成員という判断を措く場合に、執行権を持つ中央執行委員が全ての議事運営を司り、組合員のための組合活動を展開していく、このことこそが我々中央本部に課せられた課題だというふうに思います。したがって、この大会は有効であるという判断をします。

これまで見てきたように、Y君は18春闘の指導責任をとったわけではありません。問われた指導責任に向かわず、嘘をつき、規約・規則を無視し臨時大会を破壊しようとしてしました。

また、制裁審査にかかっている中執12名に対しても、規約・規則に基づきJR総連・弁護士・労働委員会公益委員の指導を頂き、臨時大会を開催する判断を一緒に確認したにも関わらず、直後に12名の中執は退席し、執行権を放棄し、臨時大会の成立要件を満たさないことを通じて臨時大会の破壊を目論みました。

大量脱退を招いた18春闘の指導責任に向き合ったのは残った中央本部役員であり、Y君などは指導責任をとっていません。